

2024年5月19日(日)10:00~16:30

会場:南山大学Q103教室

第1回公開シンポジウム(南山大学研究所連携公開シンポジウム)天文学と人類学の融合・第4回公開シンポジウム「日本と周辺地域における暦研究の現状と展望」

11:10~11:30「天文史料データベースと古代の暦」

文献班:永島朋子(専修大学)

目次 0.はじめに

- 1.天文史料データベースについて
- 2.古代の暦と日本古代天文史料データベース
- 3.古代の暦と活用のされ方
- 4.むすびにかえて

0.はじめに

自己紹介 専門:日本古代史 所属:専修大学文学部(兼任講師)

研究テーマ:日本古代の身体装飾から見た古代国家・古代社会について。頭部に草花を装飾する飾り(髻花・鬘・挿頭花)と古代国家・古代社会との関わりについて考察。日本古代の身体装飾からみた可視的表象の実態解明を目指している。

1.天文史料データベースについて

○正確には、「日本古代天文史料データベース(仮)」として、日本古代文献史料の天文関係記事を整理してデータ化。現在、六国史(官撰の歴史書)=『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の天文関係記事をデータ化。

《データ化にあたり使用した六国史諸本》

- ・日本書紀:古典文学大系『日本書紀』上下(上1967・下1965、岩波書店)
- ・続日本紀:新日本古典文学大系『続日本紀』1~5(1989~1998、岩波書店)
- ・日本後紀:『訳注日本史料 日本後紀』(2003、集英社)
- ・続日本後紀:新訂増補国史大系『続日本後紀』(1953、吉川弘文館)
- ・日本文徳天皇実録:新訂増補国史大系『日本文徳天皇実録』(1953、吉川弘文館)
- ・日本三代実録:新訂増補国史大系『日本三代実録』(1952、吉川弘文館)および  
武田祐吉・佐藤謙三訳『訓読日本三代実録』(1986、臨川書店)

◎古代天文学史料（六国史）データベース

No	出典書名	巻	頁	日(干支)	曜	ユリウス暦	グレゴリオ暦	時刻(公算) 公算時刻に 差を付す	時辰	キーワード	天象	
											天象	時刻
33	雄略1年	3月	庚辰			467年4月10日 ※3/11換算	467年4月11日※ 3/11換算			本歳	その他	日本書紀
34	雄略1年	10月	辛丑	9日		480年11月26日	480年11月27日			本歳	その他	日本書紀
35	雄略1年	6月	庚午			485年6月28日 ※6/1換算	485年6月29日※ 6/1換算			本歳	その他	日本書紀
36	仁賢1年	10月	己酉	3日		488年10月23日	488年10月24日			本歳	その他	日本書紀
37	武烈1年	3月	戊寅	2日		499年3月29日	499年3月30日			本歳	その他	日本書紀

《特徴》

○日食・月食・彗星・流星・星隕(隕石)・日暈・月暈などの記事のほか、星辰信仰に関する記事を採録して整理。このうち星辰信仰に関する記事は、主に①天皇や太上天皇が発した言葉(詔勅)のなかに見えるもの、②臣下が天皇に意見を述べた(上奏など)ときに見えるもの、③その他の星辰信仰に関わるもの、④暦に関連するもの(「太歳(大歳)」:木星の異名)に大別。

○神田茂編『日本天文学史料』上・下(原書房、1987)、同『日本天文学史料総覧』(原書房、1978年)に採録されている六国史記事との違いについて。比較できる項目を設けて整理。

とくに前者の日食・月食・彗星・流星・星隕(隕石)・日暈・月暈などの記事は『日本天文学史料』の頁数も提示してデータ化。観測に基づく記事。

上記①~④の星辰信仰に関わる記事は、『日本天文学史料』上・下、『天文学史料総覧』には採録されていないことが明確に。本データベースの大きな特色である。

2. 古代の暦と日本古代天文学史料データベース

「太歳(大歳)」など暦に関わるものについて。

⇒これは、六国史のなかでも『日本書紀』に多く見える表記法。

◎古代天文

No	出典書名	巻	頁	天象	時刻	時辰	キーワード
3	日本書紀	23		天象			

↑データではこのように整理。

↓『日本書紀』の解説(補注)では「太歳(大歳)」は、次のように説明されている。

・「古代中国の暦法に用いた言葉で、木星即ち歳星から脱化した最高の天神の名前である。木星

は十二年の周期をもって巡行したので、十二支の運行と密着して考えられ、太歳干支をもって歳を記すことが行われるようになった。書紀では、ここを初めとして、歴代即位元年の紀の終わりに「是年也、太歳い」と、その年の干支を記す例である。伴信友によると、中国の古書、春秋・史記・漢書・三国志・尚書などで、紀年に干支を記したものはない。日本でも書紀を除く以後の国史は年の干支を記していない。書紀にだけあるのは、初めて歴代の年紀干支を定めたからであろう。そして継体二十五年の条に引く百済本記に「太歳辛亥三月」とあることから考えると、これはもと韓国で行われた書法で、書紀は百済本記の例によったものであるかという。(以下省略) (岩波日本古典文学大系『日本書紀』上—p577~578 の補注) ※全文は図版編をご覧ください。

⇒木星の十二年周期が基準。『日本書紀』にのみ干支を記す。百済本記にならった書法。

「太歳(大歳)」は『日本書紀』以後の正史に見えるものの、神や人の名前が多く、木星の異名を示す「大歳」の記述は少ない。たとえば、『日本後紀』弘仁2年(811)5月壬子条など(弘仁2年は辛卯年に当たり、東方が嵯峨天皇の慎むべき方角となっていた)。

◇『日本後紀』弘仁2年(811)5月壬子条一部抜粋

「<sup>しかのみならず</sup>加以 国家の<sup>き</sup>忌 及び<sup>たいさい</sup>大歳は、同じく東方に在りて、兵家の避くる所なり。」

⇒『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』それぞれに特徴はあり(詳細は割愛)。

⇒『日本三代実録』以後、官撰の歴史書は編纂されず(光孝天皇の記事で終わり)。

\*修史所が設置され、歴史書を編纂しようとする機運はあるも完成せず。

\*『続日本後紀』以降は、公務日記(外記日記など)が編纂の材料となっているため、記録は続けられていたようだが、わずかな逸文のみ。全体像は分からず。

\*平安時代末に鳥羽法皇の命により編纂された『本朝世紀』(公務日記とでもいうべき外記日記をもとに編纂)は、『日本三代実録』のあとを継ぐものと期待されたが、編者である藤原通憲(ふじわらのみちのり、1106~1160、出家して信西と称する)の死により、宇多天皇の1代のみが完成、のこりは未定稿と推定されている。

\*宮廷・官衙での公的な記録の編纂は廢れる。

⇒官撰国史の廢絶した宇多天皇の頃から、個人の私日記が続出し、私日記流行の時代へ突入。古代天文学資料データベースとしては未整理。

\*宇多天皇の寛平御記、醍醐天皇の延喜御記、村上天皇の天曆御記、醍醐天皇の皇后藤

原稔子の太后御記、醍醐天皇皇子重明親王の<sup>りほう</sup>李部王記などが早い例。

\*公卿廷臣(臣下)も記録を残すようになる。最も古いものに藤原忠平の貞信公記、藤原実頼の水心記(清慎公記とも※現在は散逸)、藤原師輔の九曆がある。藤原道長の御堂関白記、藤原実資の小右記などが続く。

⇒王朝文化が爛熟し、朝儀典礼が形式化し、故実・旧慣が重んじられたことにより、父祖の日記

が故実の規範として尊重される。自らも日々の記録を記すことを日課とするようになり、故実の習熟に励んだ(斎木一馬)。

⇒特徴は、具注暦の行間に記録。

\*たとえば、藤原道長の日記『御堂関白記』寛弘4年8月1~6日条

公益財団法人陽明文庫 HP「所蔵資料紹介」に画像あり。

画像は、藤原道長の自筆による部分(御堂関白記)。

2013年にユネスコの世界記憶遺産(Memory of the World)に登録

\*具注暦…暦の日付の下に、漢文体で、さまざまな情報(吉凶や禁忌など)を記す。律令制度のもとでは毎年11月に陰陽寮でつくられ、頒布された(のち廃れる)。一日ごとに2行から3行の空欄を設けるようになり、それが日記(日並記)として利用される。

\*藤原道長は、寛弘4年8月2日に金峰山に向けて午前2時に出発。羅城門より平安京を出て、鴨河尻にて船に乗り、石清水八幡宮に向かう。午前8時頃のこと。午後0時に奉幣(『御堂関白記』寛弘4年8月2日条)。

### 3. 古代の暦と活用のされ方

★嵯峨天皇へ暦の活用を意見する!記事が六国史にあり。

◇『日本後紀』弘仁元年(810)九月乙丑(28日)条

「乙丑、公卿奏言すらく、謹みて案ずるに、大同二年九月二十八日の詔書に倂わく、『

日者虚伝して、千妨輻輳し、占人妄告して、万忌森羅たり。又大会・小会の言、歳対・

歳位の説あり。天恩五辰に発し、將軍四仲に行く。斯等並びに堪輿の雑誌より出

でて、拳正の典に非ざるなり。宜しく賢聖の格言に捩りて、一に暦注より除くべし』

者。臣等商量するに、暦注の興るや、歴代行い用いらる。男女の嘉会は、人倫の大なり。

農夫の稼穡は、国家の基なり。付して望むらくは、物情に因順し、旧に依りて具注せん

ことを。(○中略)」と。並びに之を許す。」(原漢文、黑板伸夫・森田悌編『訳注日本史料 日本後紀』p533~534より)

現代語訳: 弘仁元年(810)9月28日、嵯峨天皇に仕える廷臣らが天皇に意見を申し上げた。廷臣らは、次のような提案をした。「おそれながら私たちの考えを申し上げれば、大同2年(807)9月28日に天皇がお命じになった文書には、『日の吉凶を占う者が真実とかげ離れ

た言い伝えや根拠のないことを説き、いい加減なうらないを行うなどして、多くの不都合が生じている。また干支によって月ごとの陰陽の会（大会・小会のこと）を定め、吉凶を占い、歳星（木星）の位置する方角（場所）やそれと相対する方角（場所）についての禁忌が説かれている。天の下す恩沢は五辰それぞれの五日の間にあり、金星の精である大將軍が卯酉子午の四つのなかに入るなど、これら吉凶はみなト占に関わる雑書のなかに見える。つまり、根拠をもって正しいことを説く書物のなかに見えるものではない。これら吉凶の禁忌は、知徳を兼ね備えた賢人と聖人の教えにしたがって、ほかでもなくすべてを暦注から除くべし』とあります。我らがあれこれとよく考えましたことには、我が国で暦注が行われてからは歴代にわたって用いられてきました。男女のよろこばしい結びつき（婚姻のこと）は人間のもっとも大きな道義であります。農夫の種蒔きと収穫は国家の基本となるものです。伏してお願いいたしますのは、物事の様子・性質、人の心の様は古い習慣にしたがっております。人々は、変化を望んでおりません。そこで、先の暦注に関わる禁止のさだめを改め、これまで通り暦に具注することを行うことが望ましいと存じます。（○中略）」と。嵯峨天皇は意見を聞き入れ、すべてをお許しになった。

⇒平城天皇の大同2年に禁止された暦への注記が嵯峨天皇の弘仁元年に復活。

暦に「歳対・歳位」（木星の位置によって吉凶を判断する）や、「將軍四仲」（金星＝大將軍の位置によって吉凶を判断する）などを記すことは、「男女の嘉会」や「農夫の稼穡」と同じくらい大切なことであるとの理由が嵯峨天皇に上奏される。

日本の古い暦（正倉院文書のうち天平十八年具注暦、天平二十一年具注暦、天平勝宝八歳具注暦など）には、木星の位置によって吉凶を占う歳対、歳位、歳前、歳後の注記がある（図2）。⇒弘仁年間（810～824）は、「平安時代」あるいは「王朝文化」といった文言から思い浮かべることのできる優雅な雰囲気が出た時期でもあり、純粋に「平安的なもの」が始まる起点とされる（目崎徳衛）。そのような時期に、暦の注記が「具注」するものへ。

#### 4. むすびにかえて

- ①官撰国史の編纂が途絶えると、具注暦の行間に日々の記録を記し、子孫に知識を伝達するようになる。
  - ②平安初期（大同元年〈807〉～弘仁元年〈810〉）の段階で、暦の注記に関して二つの潮流があるも、旧慣にならい暦に注記を「つぶさにしるす」ものが定着していく。
  - ③木星や金星の位置によって吉凶がうらなわれ、判断されていた。これは平安時代初期の政権担当者たちの認識では人倫の基本であり国家の礎となる世界認識。
- ◎以上が、古代天文史料データベースを整理しながら得た理解。

【主な参考文献】

大津透『藤原道長-摂関期の政治と文化-』山川出版社、2022年

金井徳子「金神<sup>こんじん</sup>の忌の発生」村山修一他編『陰陽道叢書』1、古代、1991年、名著出版、初出

1954年

倉本一宏『藤原道長「御堂関白記」を読む』講談社、2023年、初刊2013年

斎木一馬編著『古記録学概論』吉川弘文館、1990年

坂本太郎『日本の修史と史学-歴史書の歴史-』講談社、2020年、初刊1958年

馬場真理子「暦の「正理」-『暦林問答集』における暦注の解説を中心に-」『東京大学宗教学年報』34号、2017年

細井浩志『日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門』吉川弘文館、2014年

三和礼子「物忌考」村山修一他編『陰陽道叢書』1、古代、1991年、名著出版、初出1956年

目崎徳衛『平安王朝』講談社、2021年、初刊1975年

桃裕行『桃裕行著作集7 暦法の研究 上』思文閣出版、1990年

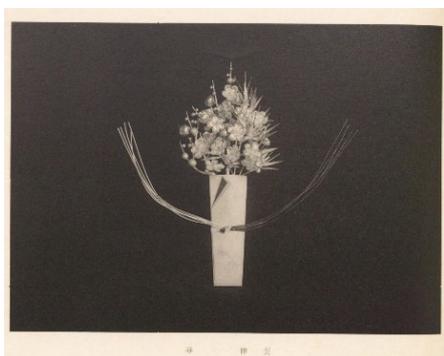
吉村武彦「男と女、人の一生」吉村武彦責任編集『古代史をひらくII 古代人の一生-老若男女の暮らしと生業-』岩波書店、2023年)

山下克明『平安貴族社会と具注暦』臨川書店、2017年

山中裕『藤原道長』宝蔵館、2023年、初刊教育社、1988年

図版編

- ◆ 図1 左: 昭和大礼 (昭和天皇即位時に行われた大嘗祭の饗宴での挿頭花、銀製)  
右: 松岡辰方『冠帽図会』天保 11 年 (1840)

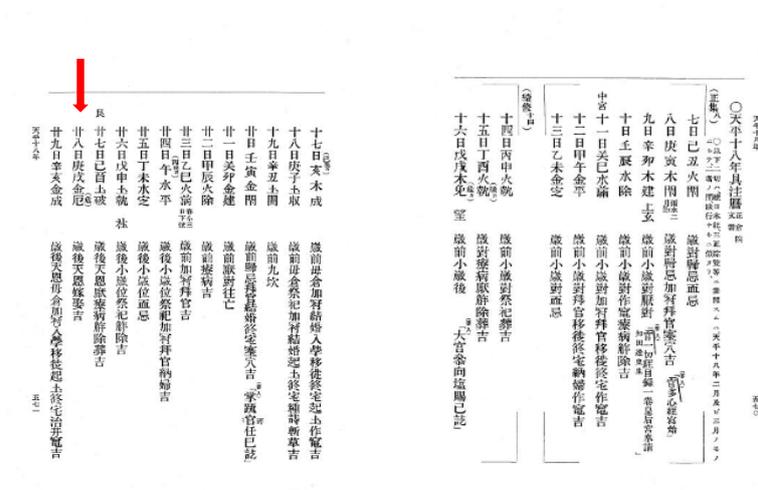


左> 国立国会図書館デジタルコレクション『昭和大礼写真帖』(大礼使、1930 年)、309 コマより  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1906741/1/309>

\* 大嘗祭は毎年 11 月に行われる新嘗祭を即位後、はじめて行うもの。7 月以前に即位したときはその年の 11 月に、8 月以後の即位となった場合には翌年に行う(『延喜式』巻 7 踐祚大嘗祭式 | 大嘗条および巻 11 太政官 85 大嘗祭条<虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上-p391 および中-p38<集英社、2004・2007 年>)。

右> 国立国会図書館デジタルコレクション『冠帽図会』(松岡辰方著、天保 11 年<1840>)、18 コマより <https://dl.ndl.go.jp/pid/2538817/1/18>

- ◆ 図2 天平十八年(746)具注曆断簡(冒頭)



大日本古文書 2-570・571 頁 (東京大学史料編纂所データベースより)

<https://clioimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/view/idata/850/8500/05/0002/0570?m=all&s=0570>